

■ 特定建設作業

- 騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る特定建設作業
 (騒音規制法施行令別表第2及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11)

特定施設	
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容器が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生させないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターシャベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生させないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生させないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

※ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターシャベル及びブルドーザー(平成9年9月22日環境庁告示第54号 別表)

1 平成9年建設省告示第千五百三十六号第二条第一項及び第四項に基づく平成十年同省告示第千八百八十八号において、平成九年同省告示第千五百三十六号第二条第一項に定める低騒音型建設機械として指定されたバックホウ、トラクターシャベル及びブルドーザー

2 平成9年建設省告示第千五百三十六号附則第二項に基づく平成九年同省告示第千七百二号において、平成十四年九月三十日までの間、平成九年同省告示第千五百三十六号第二条第一項に定める低騒音型機械とみなされるバックホウ、トラクターシャベル及びブルドーザー(前号に該当するものを除く。)

- 振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業
 (振動規制法施行令別表第2及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第16)

特定施設	
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物、その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)